

法務委員会 質問要旨

2018年3月30日
希望の党 階 猛

1. 佐川氏の証人喚問で補佐人を務めた熊田弁護士は元検事。補佐人の選任にあたり、法務省が関与したのではないか（法務大臣）
2. 昨年の附帯決議の二で求めている、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数はどうなっているか
(最高裁)
3. 判事の員数を増加する目的は「下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図る」ことにあるとされるが、近年では増員しても平均審理期間が短縮されていない。その理由は「複雑困難事件の増加」だけなのか
(最高裁)
4. 平均審理期間を短縮するためには、判事の員数の増加のほかにもやるべきことがあるのではないか（最高裁）
5. 昨年の附帯決議の三で求めている、「判事補の定員の充足」がむしろ悪化しているのはなぜか（最高裁）
6. 同様の採用環境にある検事の定員については充足が進んでおり、裁判所の努力が足りないのではないか（最高裁）
7. 一方で、司法試験合格者が500人程度の時代よりも裁判官任官者が減少している原因として、法曹養成制度改革によって司法試験合格者の質的水準が低下していることもあるのではないか（最高裁）
8. 今年の法科大学院の入学者数の予想は前年比でどうなると見ているか
(文科省政務)
9. 法科大学院入学が容易となり入学者の質的水準も低下しているのではないか（文科省政務）
10. 法科大学院の改革はこれまでのところ成果を挙げていないのではないか
(文科省政務)
11. 司法試験合格者の質的向上と裁判官の人員確保の観点から、法科大学院の修了か予備試験合格を司法試験の受験要件とする現行制度を改めるべきではないか（法務大臣）

12. 本法案が成立し、判事補の定員を25減少したとしても欠員が133もある。平成30年度の判事昇格者を考慮して欠員数を試算すればどうなるか
(最高裁)
13. 12で試算した欠員数を前提とし、平成30年度の判事補採用によって欠員数を仮に平成22年度の欠員数、あるいは直近の検事の欠員数なみの33まで減少させるとすれば何人程度の判事補を採用する必要があるか
(最高裁)
14. 司法修習生採用時に裁判官を志願する者は昨年と比較してどうか
(最高裁)
15. 上記の検討を踏まえれば、判事補の定員は25減少してもなお過大であり、さらに減少させることは可能ではないか(最高裁)
16. 平成30年度の裁判所の人件費に関する予算は、本法案成立後の定員数を前提に計算しているということでしょうか(最高裁)
17. 仮に欠員が生じた場合、予算に余りが出ると思われるが、その金額は会計上どのように処理をするのか(最高裁)
18. 予算の適正な管理という観点からも、実態からかけ離れた判事補の定員は大幅に削減すべきではないか(法務大臣)

以上

※配布資料あり